入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、糸田町建設工事条件付き一般競争入札実施要領第2条第1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月23日

森下 博輝 糸田町長

記

1 入札に付する事項

業 (1) 事 名 令和7年度福岡県農村整備総合事業

(3) T (4) 事 名 真岡地区水門更新工事(土工)

事場 所 田川郡糸田町真岡

(4) T 期 令和7年11月17日(月) ~ 令和8年3月27日(金)

别 I. 事 種 土木一式工事 (5)

工 事 概 要 (6) 水路工事

格 5,190,000 円 (税抜き) (7)予 定価

(8) 最低制限価格 4,619,000 円 (税抜き)

糸田町役場 土木課 (9) 担 課 当

₹822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

Tel.0947-26-1242

2 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 糸田町建設工事請負業者選定要綱第4条の規定により土木一式工事B級(町内業者)に格付 けされていること
- (3) 糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこ
- (4) 町と紛争又は争訟関係にないこと。
- (5) 本工事に必要な資格を有する、主任技術者を配置できること
- (6) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)で申請を行い、入札参加資格確認通知書の競争 参加資格確認結果に「有」と通知を受けたもの。
- (7) 糸田町が発注する一般競争入札及び指名競争入札の工事を受注していないこと。しかし、入 札参加資格確認申請書等の提出期限日の前日までに竣工検査に合格している場合は、この限 りでない。また、入札参加資格確認申請書等を提出後は、この入札会が終了するまで糸田町 が発注するすべての工事を受注することができない。入札会終了後、落札業者以外はこの条 件を排除する。落札業者は、当該工事竣工と共にこの条件を排除する。
- (8) 糸田町が発注する他の入札への参加申請は可能であるが、落札した場合は辞退届を提出する こと。

3 入札参加申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものと する。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできな い者については、担当課にてデータの受け渡しを可能とする。その際は、USBまたは、CD-ROMを持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円、A3 サイズ1枚あたり20円で手渡しするものとする。
 - ① 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ② 建設業の許可証の写し
 - ③ 総合評定値通知書の写し
 - ④ 配置予定技術者調書(様式第2号)
 - ⑤ 主任(監理)技術者の資格証の写し又は、実務経験証明書(任意様式)・雇用証明の 写し (保険証可)
 - ⑥ 現在従事している工事調書(現在従事している工事が有る場合に提出)
 - ⑦ その他申請に必要となる書類(各様式に記入している注意事項を参照)

- (2) 提出方法 糸田町役場2階 土木課へ持参又は郵送すること。
- (3) 提出期間 令和7年10月23日 (木) から 令和7年10月30日 (木) まで 土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。 郵送の場合は、令和7年10月30日(木)午後5時00分までに必着しなければならな いものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。
- (4) その他
 - ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 提出書類は、糸田町において目的外使用することはないこととする。
 - ・ 提出書類については返却はしないこととする。
 - 提出期限後における申請書又は資料の差し替え又は再提出は、認めないものとする。ただし、糸田町が指示した場合は除く。

4 競争入札参加資格確認通知書

- (1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で令和7年10月31日 (金) に郵送するものとする。また郵送した旨を電話または電子メールで連絡するものとする。
- (2) 入札参加資格が無しと通知された者は、その決定に不服がある場合はその理由について説明 を求めることができる。
- (3) (2) の説明を求める場合は、令和7年11月5日 (水) までに書面(任意様式)を提出しなければならない。
- (4) 説明を求められた場合は、令和7年11月7日 (金) までに説明を求めた者 に対して書面により回答する。

5 設計図書等の公表

- (1) 設計図書等については、糸田町ホームページからダウンロードするものとする。ダウンロードできない者については、3入札参加申請(1)と同様とする。
- (2) 設計図書等については入札会終了後に破棄すること。
- 6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 質疑書の受付及び回答

- (1) 質疑書の受付
 - 質疑については、質疑書に必要事項を記入のうえ電子メール、FAXで受け付けるものとする。
 - ・ 競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格が有りと通知された者は、<u>質疑がない場合</u> <u>には質疑がない旨を質疑書に記載し電子メール又またはFAXにて提出すること。提出が</u> <u>無い場合は質疑がないものとみなす。</u>
 - ・ 質疑の受付は、 令 和 7 年 11 月 5 日 (水) 午後1時00分までとする。
 - ・ 提出先は下記のとおりとする。

担当課 糸田町役場 土木課

FAX番号 0947-26-1651

メールアドレス <u>doboku@town.itoda.lg.jp</u>

- (2) 質疑書に対する回答
 - 質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで公表するものとする。質疑が発生する毎にホームページに公表するので必ず定期的に確認を行うこと。

8 入札方法等

- (1) 提出書類
 - · 入札書、工事積算見積書、内訳書、委任状(代理人が入札する場合)を提出すること。 (様式はホームページよりダウンロード可能)
 - ・ 額無設計書の提出は不要
- (2) 入札会日時

令 和 7 年 11 月 10 日 (月) 午前 9 時 00 分

(3) 場所

福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 住民センター2階 第4研修室

(4) 入札方法

- ・ 入札者は、入札受付時に競争入札参加資格確認通知書を提示し確認を受けること。
- ・ 入札会に出席する者は1名とし受付時に受付簿に記名押印(認印)を行うこととする。
- 受付時に工事積算見積書、内訳書、委任状(代理人が入札する場合)の提出を行うこと。封筒は必要ないものとする。
- ・ 入札書は、入札会当日に投函の指示後、入札箱に投函すること。
- 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- ・ 入札回数は1回とする。
- ・ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札書 は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かを問わず消費税を含まない金額を記載 し、千円単位以上で記入すること。
- ・ 定刻までに入札会場へ入室していない場合は、入札に参加できない。

9 無効又は失格となる入札

- (1) 無効となる入札
- ・入札参加資格のない者がした入札。
- ・ 入札人又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるそれらの入札。
- ・入札書に記名押印のない入札。
- ・入札書に誤字、脱字等があって必要事項を確認することができない入札。
- 前各号に掲げるもののほか、入札参加条件並び入札方法に違反して入札した入札。
- ・ その他入札執行者において無効と認めた入札。
- (2) 失格となる入札
- ・ 談合又は不正手段をした者の入札。
- ・最低制限価格を下回る価格の入札。
- ・ 予定価格を上回る価格の入札。
- ・入札執行者及び職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札。
- ・ その他入札執行者において失格と認めた入札。

10 入札会の取りやめ

・ 不正入札若しくはその疑いがあると認めるとき、又は天災事変等やむを得ない事由により入 札が適正に執行できないおそれが認められる場合は、当該入札を停止、遅延、中止すること がある。また、これらの場合における損害は、入札執行者は負担しない。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とする。なお、落札となるべき価格の入札が2者以上あるときは、入札手順要領第2条の規定により落札者を決定する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額

契約予定日の令和7年11月14日(金)までに必ず契約保証金を納めるか、履行保証(履行保証申込書)の提出を行うこと。落札後から契約までは期間が短いため、履行保証または契約保証金の準備を速やかに行うこと。履行保証の場合は、原本が届くまでは履行保証申込書の提出を行い原本が到着後差替えることは可能とする。

13 前払金

前払金請求については、糸田町工事前払金取扱要綱及び契約約款を基に支出するものとする。

14 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 追加説明等が発生した場合は、公告修正または、公告ホームページにて修正、電子メール等で追加説明を行うものとする。